



特集 マンション大規模修繕・改修に利用できる 補助金・助成金制度知っていますか?

マンションの建物を維持していくために行われる大規模修繕、改修には多額の費用を必要とします。劣化部分の維持修繕や設備機器のメンテナンス、交換などの他に、快適なマンションとしての性能を更新して、快適な居住空間を創出していく事も求められます。高経年のマンションでは建替えか長寿命化かの判断も悩ましいところ。そして、これらの判断に大きく立ち回るのが費用の問題です。そこで、これらの工事に利用できる公的補助、助成制度について紹介いたします。

令和4年8月時点での主な制度について調べてみましたが、募集期間を定めているものや、今年度の予算の範囲で打ち切りとなる制度もあります。また、これらの制度には利用にあたって、さまざまな条件があります。各制度のホームページのURL、問い合わせ先も付記しましたので、利用の検討にあたってはご活用ください(表7参照)。

●多摩市住宅アドバイザー派遣制度

管理組合が抱えている問題(長期修繕計画、建替え、管理組合の運営・規約等)の解決に向けた支援として、市に登録している専門家(一級建築士、マンション管理士、管理業務主任等)を派遣します。対象は多摩市内の分譲マンション管理組合、派遣回数は1回2時間、年度内5回まで利用可、費用は無料ですが、予算内先着順となっています。

●多摩市非木造住宅耐震化促進補助事業

対象住宅は、①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた、鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅で、賃貸住宅以外の住宅、②住宅の用途に供しているもの(複数の用途に供している場合には、延べ面積の過半を住宅の用途に供しているもの)、③過去にこの補助金を利用して耐震診断を実施していない住棟、となります。申請期間は4月～9月末までで、予算の範囲内での先着順となっています。表1に補助金額の概要を示します。

表1 多摩市非木造住宅耐震化促進補助事業の概要

事業種別	補助対象住宅	補助金額	要件
耐震診断	上記対象住宅参照	・床面積1,000㎡以下の部分=2,060円/㎡	多摩市の要綱に定める診断機関にて実施し、第三者機関の評定を受けたもの
		・床面積2,000㎡以下の部分=1,540円/㎡	
		・床面積2,000㎡超の部分=1,030円/㎡	
補強設計	上記に加え、1s値が0.6未満又は倒壊の危険がある。	実際に要する費用と1,030円/㎡にて算出した費用の低いほうの額の2/3	1s値が0.6以上で評定機関による評価を受けるもの。 重大な違反がある場合はその是正を含むもの
耐震改修	上記と同じ	耐震改修費用の1/2。ただし1,500万円/棟(50万円/戸)を限度とする	上記の設計に基づく工事で、第三者の工事監理を受けるもの

●多摩市既存ストック型優良建築物等整備事業

経年劣化したマンションの共有部分を改修し、現在の居住ニーズに合わせた性能・機能向上や長寿命化を図る場合に利用することができます。助成対象要件は、①各戸床面積50㎡以上、地階を除く回数が3階以上の耐火建築物、又は準耐火建築物であること、②耐震性を有する又は改修とあわせて耐震改修を実施していること、③露出した吹付け

アスベストが存在しない、又は吹付けアスベストの除去等の改修を実施していること、④計画期間を25年以上に設定した長期修繕計画があり、当該長期修繕計画に修繕積立金を設定していること、さらに、積み立てられている修繕積立金の額が長期修繕計画に設定されている修繕積立金の額とおおむね一致していることです。対象事業は、①バリアフリー改修(エレベーターの設置、階段勾配の緩和、段差の解消)、②省エネ改修

秋のマンション総合ゼミナールを開催します

マンション住民の高齢化が進んでいます。2018年の国交省マンション総合調査によると、1979年以前に入居のマンションでは、70代以上が47%近くを占めているとの報告もあります。そこで、第1部では、管理会社の立場から高齢化問題への取組や課題について、第2部では、管理組合として高齢化問題にどのように取組むべきか、また先進事例の紹介も含め講演を行います。認知症や非常時の避難誘導、管理組合理事のなり手不足などへの対応が深刻となっている昨今、新聞の記事などでも、大きく取り上げられている問題です。今は身近でなくとも、将来必ず直面する問題ですので、奮ってご参加ください。なお、会員はもちろん非会員の方も受講頂けます。

- ・日時：令和4年10月16日(日) 14:00～17:15(受付開始は13:30から)
- ・場所：パルテノン多摩 第3・4会議室
- ・対象：マンション管理組合役員や居住者
- ・定員：40名(申込先着順)
- ・費用：無料
- ・講演：【第1部】「高齢化社会における管理組合運営」
〈講師〉中谷 徹氏(棟長谷エコミュニティ 受託営業2部 部長)
- 【第2部】「マンション住民の高齢者問題」
〈講師〉西山博之氏(多摩マンション管理組合連絡会副会長)

・お申込み：10月12日(水)までに、住所・氏名・所属の管理組合名・電話番号を記載の上、下記FAX、メール、連絡会ホームページよりお申込み下さい。

【宛先】連絡会事務局(橋口宅)

FAX:042(404)8763

E-mail:tamakanren20921@gmail.com

連絡会ホームページ:https://takanren.org/

※当日はYouTubeによるライブ配信を行います▶https://youtu.be/07X16usJuA

(外壁や屋上の断熱改修、窓の二重サッシ化)、③防災対策改修(防災備蓄倉庫の整備、耐震性貯水槽の整備)等、④維持管理対策改修(建築物の維持管理を容易化するための改修)、⑤子育て支援対応改修(子育てを支援する環境整備のための改修)で、補助率は補助対象経費の2/3(但し、50万円/戸を限度とする)となります。

●多摩市マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成

多摩市では、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用する管理組合等に対して、利用料の助成を行っています。Aコースでは、建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援等についてのアドバイスとなります。業務内容は表2-1の通りで、各コースとも派遣料16,500円のみ助成対象となります。また、各コースそれぞれ1回の利用までとなります。

Bコースは、建替えか改修かの比較検討ができるように、マンションの現況や法規制に関する確認を行い、検討書(簡易な平面図や立面図、費用概算表等理解の参考となる資料)を作成して説明することが業務内容となります。表2-2から任意のコース(複数可)を選択し利用できますが、補助金額は同表に掲げる料金の額の3分の2の額とし、限度額は100万円となります。なお、利用は一管理組合1回限りで、団地型の分譲マンションの場合は、表2-2に掲げる額と異なる場合があります。また、助成を受ける場合は、いずれのコースについても年度内に完了するスケジュールで利用する必要があり、市の予算範囲内での助成となるため、時期によっては申請を受られない場合があります。

●東京都都市居住再生促進事業

老朽化マンションの建替えをしようとする管理組合に相談や助成をする制度で、窓口は多摩市になります。補助制度の概要については様々な要件がありますし、条件によって助成額も変更になることがありますので、必ず事前に多摩市と十分な相談をしてください。なお、必須条件として、周辺市街地の整備に寄与すること、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたマンションであること等があり、補助金の上限は設計費も含めて100万円/戸となっています。

●長期優良住宅化リフォーム推進事業

劣化対策や長寿命化、省エネ化などの性能向上工事、子育てしやすい環境整備や三世同居対応改修工事など対

表2-1 多摩市マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成(Aコース)

コース名	内容
A-1	建替え入門(マンション建替え等の円滑化に関する法律、税制、公的な支援等の説明)
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明(マンションの建替えか修繕かの判断をするためのマニュアルの説明)
A-3	合意形成の進め方(マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの説明)
A-4	改修によるマンション再生(改修によるマンションの再生手法に関するマニュアルの説明)
Aオプション	マンション敷地売却制度の説明 ※助成対象外

表2-2 多摩市マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成(Bコース)

コース名	検討書の内容							料金
	既存建物不適格のチェック	建替え計画案	総合設計制度建替え計画案又はマンション建替法容積率許可制度建替計画案	周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案	改修計画案	改修計画案(資料不足の場合)		
B-1 (建替え・改修)	①	○	○	○	—	○	—	366,300円
	②	○	○	—	—	○	—	302,500円
	③	○	○	○	—	—	○	411,400円
	④	○	○	—	—	—	○	347,600円
	⑤	○	○	—	○	○	—	543,400円
	⑥	○	○	—	○	—	○	588,500円
B-2 (建替え)	①	○	○	○	—	—	—	278,300円
	②	○	○	—	—	—	—	214,500円
	③	○	○	—	○	—	—	455,400円
B-3 (改修)	①	—	—	—	—	○	—	97,900円
	②	—	—	—	—	—	○	143,000円
B-0	検討書作成コースをご利用前に、アドバイザーが都市計画、建築規制、接道状況を確認します。適切な検討書作成コースをご案内するとともに、今後の再生方法についての相談ができます。							助成対象外
Bオプション	検討書作成コース利用後の定額での相談							助成対象外

表3-1 長期優良住宅化リフォーム推進事業で要求される性能基準

工事項目	概要	要否
構造躯体等の劣化対策	コンクリートの中性化対策等	必須
耐震性	大地震でも倒壊しない耐震性能の確保	
省エネルギー対策	窓、壁、天井などの断熱化、給湯器などの高効率化等	
住戸面積の確保	戸当たり40㎡以上の住戸面積を有する	
維持管理・更新の容易性	給排水管を点検、清掃、交換しやすくする	任意
高齢者等対策	バリアフリー化	
可変性	将来の間取り変更に対応しやすくする	

表3-2 長期優良住宅化リフォーム推進事業の補助金項目

	リフォーム後の住宅性能	補助率	補助限度額
①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないが、一定の性能向上が認められるもの	補助対象工事の1/3	100万円/戸(150万円/戸)
②	長期優良住宅(増改築)認定を取得したもの	補助対象工事の1/3	200万円/戸(250万円/戸)

する補助制度です。インスペクション等の費用も対象となります。補助制度利用の条件として、①インスペクションの実施、劣化事象があった場合は、申請工事に含めるか、維持保全計画に明記すること、②リフォーム履歴と維持保全計画を作成すること、③リフォーム後の住宅が一定の性能基準を満たすこと(表3-1参照)、となります。表3-2に補助金の内容を示します。なお、補助限度額()内の数

値は、三世同居対応改修工事を実施する場合、若者・子育て世帯又は一次エネルギー消費量を基準比▲20%(再エネを除く)とする場合の数値です。

●マンションストック長寿命化モデル事業

老朽化したマンションの長寿命化を図る改修や建替えて、ひと工夫を図る先導的なプロジェクトについて、計画の策定や工事に要する費用に補助金が出ます。老朽化マンションの再生検討から長

寿命化に資する改修や建替え等を行う先導的な再生プロジェクトについて、民間事業者等(マンション再生コンサルタント、設計事務所、管理会社等)からの提案を審査し、採択されたものに補助金が出ます。事業タイプには「計画支援型」(事業前の立ち上げ準備段階を支援)と「工事支援型」(長寿命化等の工事実施段階を支援)がありますが、長寿命化改修が不合理なものと認められた場合、一定の要件を満たす建替え工事も対象となります。

国の政策目的に適合した取組であって、独自性・創意工夫、合理性、合意形成、工程計画、維持管理の点で総合的に優れた先導的な再生プロジェクトを公募し、採択された事業に対し、実施に要する費用の一部を補助します。

【計画支援型】事業を実現するために調査、検討経費などの直接経費で、上限500万円となります。

【工事支援型】調査設計計画費用、工事費のうち先進性を有する者に要する費用の1/3以内となります。

【建替え工事】調査設計費用、土地整備に要する費用、共同施設の整備費用の合計の1/3となります。

●災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業(国や他の自治体の補助金と併用可能)

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するための事業に関わる補助制度です。各助成対象の利用条件は以下の通りとなります。また、各助成対象の補助金の内容を表4に示します。

【高断熱窓】①1つ以上の居室において、全ての窓について、高断熱窓を設置すること(最低、1居室の全ての窓を改修してください)。②国の指定機関である公益財団法人北海道環境財団において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスを設置すること。

表7 各補助金制度の問い合わせ先

制度名	問い合わせ先	TEL/FAX	URL(連絡会ホームページに下記URLへのリンクを掲載しております)
多摩市住宅アドバイザー派遣制度	多摩市役所都市整備部都市計画課住宅担当	TEL 042-338-6817 FAX 042-339-7754	https://www.city.tama.lg.jp/0000003492.html
多摩市非木造住宅耐震化促進補助事業			https://www.city.tama.lg.jp/0000003486.html
多摩市既存ストック型優良建築物等整備事業			https://www.city.tama.lg.jp/0000013439.html
多摩市マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成			https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser/
東京都都市居住再生促進事業			https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/tatekae/34saiseisokushin.html
長期優良住宅化リフォーム推進事業	長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室	FAX 03-5805-0533	https://www.kenken.go.jp/chouki/r/ E-mail: ganda@choki-reform.com
マンションストック長寿命化モデル事業	マンションストック長寿命化等モデル事業評価室事務局	FAX 03-6801-5903	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000064.html E-mail: info@mansion-hyouka.jp
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	(公財)東京都環境公社	①03-5990-5066 ②03-6258-1510	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform
既存住宅省エネ改修促進事業	東京都民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当	03-5320-5459	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部	011-206-1573	https://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/index.html E-mail: ma_ask@heco-hojo.jp

表4 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の補助項目

助成対象	補助率/助成金	上限(金額・kW)	問い合わせ先
高断熱窓	1/3	100万円/戸	表7①
高断熱ドア	1/3	16万円/戸	
蓄電池システム1	1/2	注)	表7②
太陽光発電設備	15万円/kW(3kW以下の場合)	45万円	
	12万円/kW(3kWを超える場合) ※3~3.75kW未満は一律45万円	50kW未満	

注) 太陽光(4kW以上)設置の場合:蓄電池10万円/kWhと太陽光発電容量20万円/kWhのいずれか小さいほう
太陽光(4kW未満)設置の場合又は蓄電池のみ設置の場合:10万円/kWh、最大80万円/戸

表5 既存住宅省エネ改修促進事業の補助項目

区分	補助率	上限額
省エネ診断	対象経費の2/3	設定なし
省エネ設計	対象経費の2/3	設定なし
省エネ改修	全体改修	対象経費の1/3 省エネ基準相当:5,600円/㎡ ZEH 基準相当:7,400円/㎡
	部分改修	対象経費の1/3 省エネ基準相当の場合:改修に係る床面積×5,600円/㎡



表6 既存住宅における断熱リフォーム支援事業の補助金

種別	補助対象製品	補助率	上限額
トータル断熱	高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア・LED照明)	建材の購入及び工事の経費の1/3	集合住宅1戸ごとに:15万円(このうち、玄関ドアは、集合住宅1戸ごとに:5万円)
居間だけ断熱	高性能建材(窓・玄関ドア・LED照明)	建材の購入及び工事の経費の1/3	集合住宅1戸ごとに:15万円(このうち、玄関ドアは、集合住宅1戸ごとに:5万円)

【高断熱ドア】東京ゼロエミ住宅指針の要件である熱貫流率が3.49 W/(㎡・K)以下のドアを設置すること。

【太陽光発電システム】

①高断熱窓、又は高断熱ドアの設置に併せて設置すること。②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)のモジュール認証を受けたもの、若しくは同等以上であること、又は国際的認証機関で同等のモジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)。③当該太陽光発電システムにより供給される電気は、システムを設置する助成対象住宅の居住部分で使用するのであること。④太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

●既存住宅省エネ改修促進事業

省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修(設備機器を含む)に係る経費を補助する制度です。主な対象要件は、省エネ基準(建築物省エネ法)を満たすかZEH水準を満たす改修工事とすること。また、耐震性能が基準を満たしているか、耐震改修を併せて行う建物が対象となります。補助率等については表5を参照下さい。

●既存住宅における断熱リフォーム支援事業

マンションの断熱改修には使いやすい支援事業で、住まい全体での断熱改修である「トータル断熱」と居間をメインに断熱改修する「居間だけ断熱」の2タイプから選べます。事業募集に期間があり、今年度2回目の募集が締め切れ、現在募集の予定情報は有りません。参考に前回の概要を表6に示しました。



メンテナンス部会報告

◆第139回 2022年1月20日(木)

永く住まい続けられるマンションとは?というテーマで、この回はURのメンテナンス計画を取り上げ、老朽化した集合住宅を、2戸を1戸にしたり、メゾネットタイプに改築したりする事例を参照した。

◆第140回 2022年2月10日(木)

この回は参加者が少なかったため、フリーディスカッションとし、多摩管連の将来的な運営の仕方や、相談事業をどのように立ち上げたらいかなどについて、意見を交換した。

◆第141回 2022年3月10日(木)

メンテナンス部会も140回を超え、一通りのテーマは検討しつくして一巡した感じが強く、メンテナンス部会の新しい局面をどう考えたらよいかをディスカッションした。部会は勉強会なのか?情報交換会なのか?それとも相談を受け付けられるところなのか?など。

◆第142回 2022年4月14日(木)

前回に引き続き、メンテナンス部会の在り方について、各自のプランを持ち寄って検討した。その結果、従来通りの勉強会やセミナーなどの他に、公開勉強会や、公開講座、相談事業の可能性などについての議論となった。

◆第143回 2022年5月19日(木)

前回提出された公開講座や相談事業について再度議論したが、議論を深めると、難しい課題であるという意見が大勢を占め、とりあえず情報交換をベースにした進め方にすることにした。

◆第144回 2022年6月16日(木)

この回は、新しく参加したメンバーからの相談に答えた。第3回目の大規模修繕工事を10年後に見据えて、長期修繕計画の見直しをしたいが、コンサルの選定などが分からないということで、これは経験豊富なメンバーがいろいろアドバイスした。

民間マンション部会報告

◆第25回 2022年2月19日(土)

(1)マンション管理計画認定制度の紹介。(2)修繕積立金に関し、駐車場料金や剰余金からの繰入や資金運用方法について議論。

◆第26回 2022年3月26日(土)

(1)マンション管理計画認定制度、管理適正評価制度の進捗状況の紹介。(2)長期修繕計画の作り方や見方について議論。

◆第27回 2022年4月23日(土)

(1)長期修繕計画の理解を深めるため設計図書の見方について紹介、質疑応答。(2)個別相談(エレベータ修理、専門委員会の位置づけ等)。

◆第28回 2022年5月21日(土)

自主点検の進め方について紹介、質疑応答(外壁、廊下、階段等)。

◆第29回 2022年6月18日(土)

(1)自主点検の進め方について紹介、質疑応答(バルコニー、建具、設備等)。(2)個別相談(役員報酬、電気料金などの値上げ状況等)。

◆第30回 2022年7月23日(土)

(1)自主点検の進め方について紹介、質疑応答(外構、附属施設等)。(2)個別相談(各業者との契約形態:管理会社委託/直接契約、エレベータ補修等)。

管理運営問題部会報告

◆第132回 2021年11月7日(日)

第1部:長期マネジメント計画の8回目。チェックシートの記入を継続。「良質なマンションであるための基本要素」では、築40年前後の団地で、給排水管更新、電力容量のアップなどの改善問題が散見された。

第2部:先進事例はコーシン王子管理組合(東京都北区)築46年の民間マンション。耐震改修を実施。居住者名簿を毎年更新。

◆第133回 2021年12月12日(日)

初めに、4月に国交省の「管理計画認定制度」と管理業協会の「管理適正評価制度」の2つの組合運営チェック制度が創設されるため、それぞれの概要説明と違いを検討した。

第1部:長期マネジメント計画の9回目。チェックシートの記入を継続。計画修繕、修繕等履歴情報の保管は、各組合とも実施。リフォーム施工基準も1組合を除いて有りだった。

◆第134回 2022年2月13日(日)

マンション管理業協会の管理等級評価シートの20項目についての記入と検討を実施した。自己採点ではあるが、出席した3組合ともAの等級評価であった。続いて、管理計画認定制度(国交省)、マンション管理適正評価制度(マンション管理業協会)の内容について比較検討を行った。

◆第135回 2022年3月13日(日)

第1部:長期マネジメント計画の10回目。チェックシートの記入を継続。「良質なマンションであるための基本要素」として、コミュニティの形成が挙げられているが、各組合とも良好であった。

第2部:先進事例はブラザ歌島団地(大阪府西淀川区)築46年の民間マンション。2007年に将来検討委員会を発足させ、将来直面するであろう課題について自由に議論。現在はコミュニティづくりを中心課題としている。



賢い2世代近隣居住方式

多摩マンション管理組合連絡会 監事 細貝俊夫氏
(エステート聖ヶ丘3団地在住)

当団地は築39年目に入り、多くは、いわゆる後期高齢者に仲間入りしてしまっている。半分以上は、途中からこの団地を選んで移り住んだ人たちだ。老朽化で販売価格も、手ごろになって、若い人たちにも手を出しやすい金額になっている。そのためなのかどうか、最近、子どもたちの声が多く聞こえるようになってきた。よく見ると、子どもたちは、おじいちゃん、おばあちゃんと思いき老人と遊んでいることが多い。つまり孫である。ははあ、と、ここで合点がいった。小さな子どもをかかえた若夫婦は、あえて、じじばばが住んでいる近くにスウィート・ホームを構えているということなのか。失われた30年を経て、「専業主婦」ということばは、すでに死語となっていて、昼間の時間、子どもたちをどうするかが、若い夫婦の最大の悩みだ。歩いて5分のところにじじばばがいれば、その悩みはあっという間に解決だ。たぶん、子どもたちにとっても、それが一番よい環境なのかもしれない。



◇「孤独死保険」東京海上が開始

東京海上日動火災保険は7月から分譲マンションの管理組合向けに、孤独死が起きた際の損害を補償する保険の販売を始めた。(出典=朝日新聞7/12)



■管理組合員(14管理組合 / 2022年9月現在・順不同) ☆個人会員(22名) / 特別個人会員(2名)

エステート落合5-8団地	D' グラフォート多摩センター煉瓦坂	豊ヶ丘5丁目3番住宅	エミネンス長池南団地
グリーンテラス豊ヶ丘団地	ザ・スクエア管理組合住宅部分	エステート聖ヶ丘-3団地	エステート立川一番町住宅
エステート鶴牧4・5住宅	豊ヶ丘5-1住宅団地	藤和シティホームズ多摩落合	
Brillia(ブリリア)多摩センター	アルテヴィータ	クロスウィル多摩センター	

■賛助会員(13社 / 2022年9月現在・順不同)

建装工業 株式会社	京浜管鉄工業 株式会社	吉村エンタープライズ 株式会社	三和アルミ工業株式会社
株式会社 P・C・Gテクニカ	いずみテクノス 株式会社	株式会社ココソー東京支店	
株式会社 マルナカ	タイキ工業 株式会社	株式会社長谷工リフォーム	
株式会社 ソエジマ	株式会社 太平エンジニアリング	南海工業株式会社	



多摩マンション
管理組合連絡会

多摩市後援

当広報紙は、多摩市の後援を得ています。

発行: 多摩マンション管理組合連絡会(会長 二宮正行)

Eメール tamakanren20921@gmail.com

○本紙掲載の写真、記事、イラストレーション、ロゴ等の無断転載および複写を禁じます。

ホームページをリニューアルしました

<https://tamakanren.org/>